

# 議 事 録

第 2 回

東村農業委員会総会

令和 2 年 2 月 2 5 日

## 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和2年2月25日(火) 午後1時30分～午後5時
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（5人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比嘉 昌太(欠席)	7番(職務代理)	宮 城 善 則

### 農地利用最適化推進委員（5人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也	外 間 一 功
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸	

4. 欠席委員： 6番 比嘉 昌太 委員
5. 議事録署名委員： 3番 吉元 博 5番 喜屋武 美恵子
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第4号 農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定について  
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第6号 農地法第3条許可の取り消し願いについて  
議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第9号 非農地証明願いについて  
議案第10号 現況証明願いについて

議長 それでは、ただいまより、令和2年第2回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者5名、欠席者1名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、3番吉元委員と、5番喜屋武委員を指名致します。

また、書記には、事務局の久高を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第4号から議案第10号までの議案7件となっております。

(集積計画①)

議長 それでは、議案第4号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号4及び整理番号5については、関連いたしますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、宇宮城美里原地内の農地バンク事業に係る農地の借り入れ及び転貸を行うもので、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。

御審議よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第4号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号4及び整理番号5について、討論を省略し審議結果を「可」と決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第4号の整理番号4及び整理番号5について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画②)

議長 次に、議案第4号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号6について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字川田中上原地内の農地の売買による所有権移転に係るもので、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。御審議よろしく申し上げます。

議長

以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第4号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号6について、討論を省略し審議結果を「可」と決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことでありますので、議案第4号の整理番号6について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(3条①)

議長

次に、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号1について、事務局から説明申し上げます。

事務局

議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字川田中上原地内の農地の贈与による所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議よろしく申し上げます。

議長

以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号1について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 5 号の整理番号 1 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(3 条②)

議 長 次に、議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 2 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字有銘福地原地内の農地の贈与による所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議よろしくをお願いします。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 2 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 5 号の整理番号 2 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(3 条取消)

議 長 次に、議案第 6 号の農地法第 3 条許可の取り消し願いについての整理番号 1 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字川田屋ノ北原地内の農地法 3 条許可について、譲渡人及び譲受人双方合意の上、農地法 5 条申請による転用手続きへ切り替えるための取り消し願い申請となっております。事務局といたしましては可という意見で提案致します。御審議よろしくをお願いします。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 6 号、農地法第 3 条許可の取り消し願いについての整理番号 1 について、討論を省略し審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第 6 号の整理番号 1 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(4 条・5 条)

議 長 次に、議案第 7 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 1、及び議案第 8 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 3、及び、整理番号 4 については関連いたしますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字川田屋ノ北原地内において、農家住宅を建築する為の農地転用申請となっております。申請地の農地区分としては、10 ha 未満の生産性の低い小集団農地に区分される「第 2 種農地」に該当すると判断致しました。  
事務局といたしましては「許可相当」という意見で提案致します。御審議よろしくをお願いします。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の整理番号 1、及び議案第 8 号の農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 3、及び、整理番号 4 について、討論を省略し審議結果を「許可相当」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 7 号の整理番号 1 及び、議案第 8 号の整理番号 3、及び、整理番号 4 について、審議結果を「許可相当」とすることに決定されました。

(非農地①)

議 長 次に、議案第 9 号、非農地証明願についての整理番号 1 について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字慶佐次弁田原地内の申請地は、農地法第2条第1項に規定される農地及び採草放牧地には該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、「原野」という意見で提案致します。  
御審議よろしく申し上げます。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第9号、非農地証明願についての整理番号1について、討論を省略し審議結果を「原野」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第9号の整理番号1について、審議結果を「原野」とすることに決定されました。

(非農地②)

議長 次に、議案第9号、非農地証明願についての整理番号2について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字有銘石田原及び照久原地内の申請地は、農地法第2条第1項に規定される農地及び採草放牧地には該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、「原野」という意見で提案致します。  
御審議よろしく申し上げます。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第9号、非農地証明願についての整理番号2について、討論を省略し審議結果を「原野」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 9 号の整理番号 2 について、審議結果を「原野」とすることに決定されました。

(非農地③)

議 長 次に、議案第 9 号、非農地証明願についての整理番号 3 について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字平良伊是名原地内の申請地は、農地法第 2 条第 1 項に規定される農地及び採草放牧地には該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、「雑種地」という意見で提案致します。  
御審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 9 号、非農地証明願についての整理番号 3 について、討論を省略し審議結果を「雑種地」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 9 号の整理番号 3 について、審議結果を「雑種地」とすることに決定されました。

(現況証明)

議 長 次に、議案第 10 号、現況証明願についての整理番号 2 について、事務局から説明申し上げます。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字川田屋ノ北原地内の現況証明願いで、農地転用後、地目変更を行うための申請となっております。申請地は農地法第 2 条第 1 項に規定される農地及び採草放牧地には該当しないと判断します。事務局といたしましては、「雑種地」という意見決定で提案致します。  
御審議よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)



議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 10 号、現況証明願いについての整理番号 2 について、討論を省略し審議結果を「雑種地」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 10 号の整理番号 2 について、審議結果を「雑種地」とすることに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 2 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。